

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 7 年度南九州西回り自動車道芦北出水道路古城第 2 橋新設工事に伴う肥薩おれんじ鉄道との立体交差に係わる工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 〒 8 1 2 - 0 0 1 3 福岡市博多区博多駅東 2 - 1 0 - 7 福岡第二合同庁舎 7 階
契 約 締 結 日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	肥薩おれんじ鉄道（株）
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 2 2 0 , 0 0 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 : 南九州西回り自動車道芦北出水道路古城第2橋新設工事に伴う肥薩おれんじ鉄道との立体交差に係る工事
2. 履行場所 : 熊本県水俣市古城3丁目地先
3. 随意契約の相手方 : 名称 肥薩おれんじ鉄道(株)
住所 熊本県八代市萩原町1丁目1番1号
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 随意契約に付する理由

1) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、肥薩おれんじ鉄道(株)管理区域内において軌道に近接して施工する必要があるため、施工においては鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。また、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求される。更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要があることから、軌道の観測作業を委託するものである。

以上のことから、本工事の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有している、当該鉄道管理者である肥薩おれんじ鉄道(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、肥薩おれんじ鉄道(株)と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路部 道路工事課長